

# 池田総合法律事務所・池田特許事務所 ニュースレター



～夏だより～<https://ikeda-lawoffice.com> 令和元年8月 第23号

## 残暑お見舞い申し上げます

さて、当事務所の近況につき、ご挨拶方々ご報告させていただきます。  
本年6月より、小澤(こざわ)尚記弁護士、山下陽平弁護士、川瀬裕久弁護士の3名が加わりました。3名はいずれも弁護士登録後10年目を迎え、それぞれ得意分野を持つ経験豊富な弁護士です。これまで名駅総合法律事務所にて執務していましたが、縁あって事務所を統合し、お互いパートナーとし、事務所を運営していくことになりました。

また、この度、5月より藪内遥弁護士を迎えることになりました。ブラザー工業株式会社での社内弁護士の勤務経験も経ており、英語にも堪能で将来有望な弁護士です。活躍を期待して下さい。



最後に、登録より7年間、共に執務してまいりました上杉謙二郎弁護士が、名古屋大学以来の同期である西脇健人弁護士とともに独立開業することになりました。玉垣正一郎弁護士(カンボジアへ法整備支援で赴任中)、森田翔太郎弁護士両弁護士もともに移籍しました。

当事務所は、今後、若手、中堅、ベテランとともに協働して、引き続き、良質な法的サービスの提供に努めて参りたいと考えております。裏面にて、それぞれにご挨拶を申し上げます。これからも当事務所に対するご理解、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

(池田伸之)

平成から令和へと元号が変わり、新しい時代を切り拓くという言葉がよく聞かれます。法律の世界では、令和になる前から、さまざまな分野の法律が改正され、後追いしながらも、法律実務も変わらなきゃ、といったように、法律実務家としての不断の研鑽が問われる時代となりました。

民法典の百年を契機に、契約を中心とした債権法分野が法改正され本格的な展開が始まりました。7月からは相続法の改正が施行され、遺産分割に関する手続きが変わります。2018年の働き方改革において、同一労働同一賃金が派遣労働にも導入されるなど新しいモデルが要求されています。

実務を後追いする法改正が多いのですが、社会をデザインし直すことにつながる法改正もあり、実務家として、知恵を働かせることが求められます。いずれの分野も多様性への対応が求められ、相手となる人、企業、組織を今まで以上によく見て考えることが求められるように感じます。

頭を働かせるには、休むこと、愉しむことも大切です。夏の開放的な気分を味方につけて、日ごろご無沙汰している趣味や旅に軽い気持ちでトライしてみたいものです。毎日、楽しいことあるかな?美味しいもの食べたら教えて!などと云い回っていますと、その貪欲な好奇心から、良いことがあるというのが、私の持論です。賛同して下さる方は少なくないと思います。謙虚さと貪欲さは同時に成り立つ。この夏、皆さまはどのような楽しいプランをお持ちですか?




よく遊びよく学ぶ、よく遊びよく働く、明日はもっとGood Day! 2019年夏(池田桂子)

ニュースレター第23号をお届けします。皆様のお役に立てる情報を提供したいと思いますので、ご意見・ご質問もご遠慮なく、当事務所(メール:info@ikeda-lawoffice.com、FAX052-684-6291)までお寄せください。

## 相談予約方法

下記電話番号にてご予約ください。無料相談会も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

 052-684-6290

受付時間 9:00AM~5:30PM

弁護士の小澤尚記(こざわ・なおき)と申します。

2019年6月まで、名古屋市中村区名駅3丁目において名駅総合法律事務所の事務所名で、川瀬、山下とともに執務をしてまいりました。

この度、ご縁があり、池田総合法律事務所と名駅総合法律事務所とを合併させていただくこととなりました。

愛知県出身ですが、東北大学法学部卒、東北大学法科大学院修了と、仙台に6年間住んでいました。修習期は62期で、今年が弁護士登録10年目の年になります。

弁護士会の関係では、現在、愛知県弁護士会刑事弁護委員会副委員長、日弁連国選弁護本部委員をしております。

いままでの弁護士業務では、企業の契約書作成等の依頼だけでなく、相続、交通事故、離婚などの一般民事事件を幅広く取り扱ってきました。また、自治体の税外債権の債権回収や市営住宅の未払賃料回収や明渡しの強制執行もしています。

また、一般民事事件だけでなく、刑事事件も相当数経験してきました。具体的には、マスメディアで大きく取り上げられるような強盗殺人事件などの裁判員裁判事件や不正競争防止法違反(営業秘密の侵害)といった特殊な罪名の刑事弁護等もしてきました。

比較的特殊な分野としては、廃棄物処理法

等の環境法令関係のご依頼をいただくことも多いです。



廃棄物処理法関係の契約書の作成チェック、事業内容の適法性の検討、許可取消手続での聴聞手続などの行政手続対応、廃棄物処理法や水質汚濁防止法違反事件の刑事弁護などもしてきました。

倒産案件も法人破産から個人の方の破産の申立てや、裁判所から選任される破産管財人も比較的多く取り扱ってきています。

こういった経験も踏まえて、不祥事(が疑われる)事案で、経営陣、従業員からヒアリングを行い、原因分析・再発防止策をまとめるといった業務も行ってきました。

今後も、一般民事事件、刑事事件もご依頼いただきつつ、法令遵守違反(の疑い)に様々な局面から対応した経験も踏まえ、法令遵守違反を生じさせないための予防法務に力を入れていきたいと考えています。

#### 【略歴】

愛知県立一宮高校卒業

東北大学法学部卒業

東北大学法科大学院修了

2009年 司法試験合格

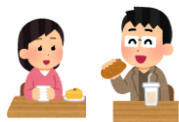
2019年6月 池田総合法律事務所と統合し、池田総合法律事務所パートナー弁護士



山下陽平と申します。この度、ご縁があり、小澤、川瀬とともに池田総合法律事務所に参画させていただくこととなりました。

私は、名古屋で生まれ、高校、大学、大学院、司法修習、就職、開業とすべて名古屋でして、今後も名古屋での生活が続くと思われま

す。仕事の合間の休日には本を読んだり、配偶者のダイエットに付き添って散歩(とカフェでの休憩)に出かけます。古い住宅街を歩くと、巨木のある神社や、古い仏閣があったり(愛知は、京都・奈良を抑え、神社仏閣数が全国一位とのこと)、大きな焙煎機のあるおいしいコーヒー屋を見つけたりと、いろいろと発見があって楽しいです。また、最近は、町なかにブラジルや



中国の方、ムスリムの方向けのお店を見かけることがあります。これらのお店もなかなか興味深く、ちょっと勇気を出してお店に入ると、各国の各種スパイスが安価に手に入ります。夏はスパイスカレーで間違いありませんが、シンプルなものなら比較的簡単に作ることができます。この夏、スパイスから作るカレー、おすすめです。



休日以外の弁護士としての業務としては、相続や離婚などの個人のお客様から依頼を扱うことが多く、その中でも交通事故を比較的多く取り扱っております(その他小澤の業務と重複する部分は省略します)。

また、他の弁護士があまり携わっていない、私の注力分野として、アスベストの健康被害

救済が挙げられます。アスベストは、石綿肺、中皮腫や肺がんなどの重篤な病気の原因となる危険な物質です。しかし、高度経済成長期にはその危険性が十分に周知されておらず、建築材料、配管の断熱材、自動車のブレーキなど、生活の身近なところに大量にアスベストが使われており、多くの方がアスベスト粉塵にさらされた可能性があります。アスベストの健康被害は潜伏期間が長いので、今後も被害拡大が予想されます。

アスベスト疾患は極めて重篤で、手続き中に依頼者が亡くなるケースもあります。ご本人の闘病の苦しみはもとより、それを近くで支えたご遺族の悲しみや喪失感もまた筆舌に尽くしがたいものです。諸々あって、なんと

か労災の認定を得られた事件で、ご遺族の一人に「（夫を亡くして）受け入れきれなかった理不尽さに一つの区切りをつけられた。少し救われた気がする。」と言っていたことが弁護士として仕事を続ける上で大きな支えになっています。

今後も初心を忘れず、依頼者のために力を尽くしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【略歴】

愛知県立名古屋南高校卒業  
名古屋大学卒業  
南山大学法科大学院修了  
2009年 司法試験合格



6月より池田総合法律事務所でパートナーとなりました、**川瀬裕久**と申します。

平成26年1月に名駅総合法律事務所を開設し、執務をしてまいりましたが、このたび、事務所統合に伴い、小澤、山下とともに池田総合法律事務所に所属することとなりました。

出身は岐阜県の大垣市で、大学は東京（ただし東京03の範囲外）、大学院は大阪（ただし大阪06の範囲外）と行ったり来たりしましたが、最終的に地元に近い名古屋で弁護士となりました。

取扱業務としては、相続や借家関係などのいわゆる一般民事といわれる案件のほか、医療事故案件（患者側）も扱い、B型肝炎訴訟弁護団やHPVワクチン薬害訴訟弁護団といった医療関係の弁護団に所属しています。

ここ数年は自治体関連の仕事もしており、債権回収や各種相談業務のほか、現在は名古屋市の包括外部監査人の補助者を務めています。

最近、関心があるのが、民事信託（「家族信託」などともいわれています。）です。遺言書や成年後見に代わる制度として注目を浴びており、耳にしたことがある方も多いのではないかと思います。民事信託は、自身の財産管理を信

頼できる人（「受託者」と呼ばれます。）に託し、その結果得られた利益を、自分や他の者（「受益者」と呼ばれます。）に享受させる制度です。具体的な内容を信託契約書の中にある程度自由に定めることができ、高齢者の財産管理や、事業承継など様々な場面で利用されることが期待されていますが、制約やデメリットも少なくなく、他の制度を含め、目的に合わせていかに活用するかが大きな課題です。

趣味といえるのは音楽で、大学時代にアコースティックギターを、弁護士になってからはエレキベースを始めました。昔のフォークソングや90年代のJ-POPなど、比較的古めの曲が好きです。最近はなかなか練習もできていませんが、なんとか時間を作って演奏したいものです。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【略歴】

岐阜県立大垣北高等学校卒業  
一橋大学法学部卒業  
大阪大学大学院高等司法研究科修了  
2009年 司法試験合格



#### 相談予約方法



下記電話番号にてご予約ください。お気軽にご相談ください。

当事務所のホームページには、左のQRコードを読み取ってアクセスして下さい。

☎ 052-684-6290

予約受付時間9:00AM~5:30PM

初めまして。2019年6月に入所いたしました、**藪内遥**と申します。当所に入所する前は、ブラザー工業株式会社で組織内弁護士として勤務していました。組織内弁護士は、会社の従業員として内部から事業を法的にサポートするのが仕事で、プロジェクトのサポート、法改正に応じた社内体制の整備、国内外のトラブル対応が中心です。また、株主総会シーズンにはスタッフとして奔走します。社内の案件で法律が関わることであれば何でも対応するマルチプレイヤーです。フットワークが軽くなりました。

裏を返すと、会社内の事件や相談しか受けられないという制約が組織内弁護士にはあります。そのため、弁護士としてもっと見識を広げたいと考え、当所に入所した次第です。前職で培ったフットワークの軽さを活かして皆様のお役に立ちたいと思います。

当所で開拓していきたい分野は、情報法（個人情報保護、情報公開、インターネット、サイバーセキュリティなど）です。前職では、個人情報保護法改正、EU一般データ保護規則施行へ

の対応業務を担当していましたので、この経験を活かして情報法分野をもっと開拓していきたいと思います。もちろん、その他の分野でも、あらゆる法律相談をお待ちしております。

趣味はカフェ巡り（甘いものが好きです）、居酒屋開拓、筋トレです。お菓子とお酒で蓄えた脂肪を筋トレで解消しております。



未熟ではありますが、研鑽を重ね皆様のお役に立ちたいと思います。

これからどうぞよろしくお願いたします。

#### 【略歴】

- 2012年 慶應義塾大学大学院法務研究科 卒業
- 2012年 司法試験合格
- 2014年 名古屋市内の法律事務所にて勤務
- 2015年 ブラザー工業株式会社 入社  
(法務・環境・総務部)
- 2019年 当所入所



弁護士の**石田美果**と申します。

2017年10月より、当事務所で執務させていただいております。

最近、架空請求による詐欺被害に関して、消費者生活センター等に寄せられる相談の件数が、激増しているようです。

先日、私の実家の父宛てにも、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれた葉書が届いたそうで、父から「これは放っておいて良いのか」と連絡がありました。もちろん、連絡などせず無視するよう伝えました。

葉書の写真をメールで送ってもらったところ、尤もらしく裁判の事件番号を想起させる「管理番号(わ)〇〇〇(数字)」などの記載があり、「このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押えを強制的に執行させていただきます」などと、不安を煽る表現が記載されていました。葉書の下の方には、わざわざ太字で「取り下げ最終期日 〇年〇月〇日」と期限が書か



れているため、訴訟など起こしたことも起こされたことも無い方などは、焦って電話をかけてしまうように思います。

しかし、ここで電話をかけると、個人情報を聞き出されたり、お金を支払うよう要求され、詐欺被害へと発展します。このような通知を受け取ったら、まずは落ち着いて第三者に相談することが大切です。



詐欺の手口も多様化しており、先日は、新聞のお悔み欄の情報を利用して、遺族に対し、故人の荷物を預かっているなどとして金銭の支払いを請求した者が、詐欺未遂容疑で逮捕されました。人の不幸を利用して金銭を騙し取ろうとするやり方には、呆れると共に強く憤りを感じます。

皆様におかれましては、通知を受け取っても直ちに信用せず、消費生活センター（局番なしの188）や、警察（警察相談専用電話：#9110）等に問い合わせる他、場合によっては、当事務所までご相談いただければと思います。

# 私的絵画百選 ⑪



『イサクとリベカ』  
別名『ユダヤの花嫁』  
レンブラント・ハルメンスゾーン  
・ファン・レイン  
(1606年7月15日～1669年10月4日)

油彩・画布、121.5センチメートル×166.5  
センチメートル  
制作1665年ころ  
オランダ、アムステルダム国立美術館 所蔵

レンブラントの晩年の代表作とも言われている作品です。以前には『ユダヤの花嫁』という題で紹介されることもありましたが、旧約聖書のイスラエルの民の祖アブラハムの息子のイサクとその妻リベカが抱擁している場面を描いたといわれています。レンブラントの息子とその妻がモデルであるという説もあります。人々を描くにあたり聖書の中の人物になぞられて描くということはよく行われた手法であったと思います。イサクの父、アルバハムが息子のために良い嫁を迎えようとした嫁取り物語の話になっているようです。

アムステルダムの美術館では、オランダ語で『イサクとリベカとしての夫婦の肖像画』というタイトルになっています。レンブラントが絵の依頼者の意向を受けて、制作したというのが正しいように思います。

レンブラントらしく、劇的な画面構成を狙って、二人にスポットライトが当たっているかのように、背景の室内のしつらえは、右後ろに小机とその上の植物が見えるほかは、全体にぼんやりしています。気になるのは、この絵の男性と女性の表情と両者の手の位置です。

私には、少し中年に差し掛かった男性とその若い妻に見えます。女性は右手の小指に指輪をはめています。今では日本の若い女性層を中心に、小指に指輪をはめる、いわゆるピンキーリングも珍しくありませんが「pinkie」「pinky」とはオランダ語で小指のこと。右手にはめれば、結婚成就を願う意味、左手なら願いが叶ったという意味だとすれば、この二人は夫婦というこ

とになります。

夫は、妻の衣服の上からの左胸上辺りに右手を置き、妻は夫の手に触れて、親密さを表しています。夫の表情は安堵しているようであり、妻の方は性格の素直さを感じさせ、恥じらいながら、少し緊張しているような印象です。妻の手は、ごつごつはしていませんが、体の割には大きく、若いのに働き者の手をしているようにも見えます。

そして、この絵の圧巻なところは、絵の具を直置きして、厚塗りで陰影を表現した衣装にあります。女性は赤いドレスの上に、男性と同じ黄金色のボレロのような上着を羽織っています。男性の衣装の特に袖の部分や女性のドレスの生地の様子の凹凸が見事です。男性のズボンやコートの一部には、摺り取ったかのような塗の緑青色の様相も見えます。

厚塗りといえば『ひまわり』や『黄色の家』を描いたゴッホを思い浮かべますが、ゴッホは、レンブラントの模写を多数残しています。

1885年、アムステルダム国立美術館を訪れた際、この絵の前で、感動し、こう語ったと伝えられています。「僕を信じてくれ、本気なのだ。一切れのパンを食べて、この絵の前に14日間座っていることが許されるなら、僕の人生の10年を棒に振ってもよい。」と。

表現手法により、男女が寄り添った姿を詩情性豊かに神秘的な印象を与え、神の祝福をも表現している、そんなところに、ゴッホは感動したのでしょうか。その真実を知りたいものです。

<池田桂子>